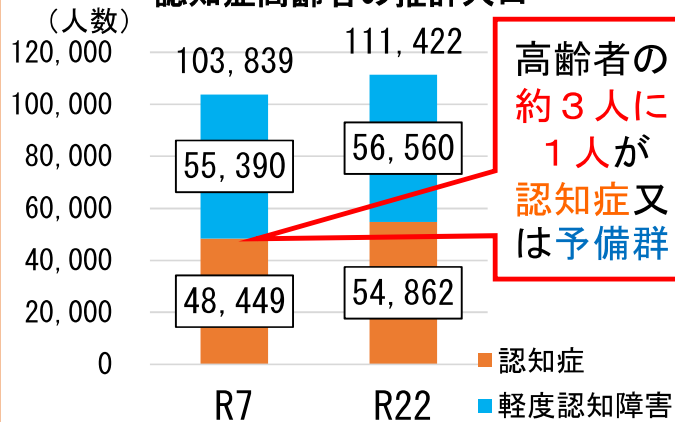


現状・背景

1. 本県

認知症高齢者の推計人口



2. 政府の動向

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(R6. 1. 1施行)
 - 「認知症施策推進基本計画」(R6. 12月策定)
- ⇒ **「新しい認知症観」**を提示

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

山形県認知症施策推進計画

令和7年3月策定(令和7年度からの5か年計画)

施策の展開

県民

① 認知症の正しい理解の推進

医療介護

② 医療と介護分野の対応力強化

地域

③ 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

共生社会
の実現

初年度の重点

「新しい認知症観」の県民への普及

【市町村にお願いしたいこと】

- ① **「市町村認知症施策推進計画」の策定**(法第13条)
- ② **認知症の日(9/21)、認知症月間(9月)における普及啓発**(法第9条例) 広報紙への掲載、普及啓発イベントの実施など
- ③ **「認知症サポーター」の養成**
認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助け
- ④ **「やまがた共生オレンジ大使」の推薦**
認知症の方が自ら発信し、認知症に関する県民の理解を深めるための活動を実施